

角柱塔の成立と展開

播磨 定男

一 はじめに

わが国石造塔婆史における鎌倉時代は、質量共に黄金時代たるの観を呈している。それは平安末期に成立した多種多様の石塔がこの時代に至って全国に造立分布すると共に、形態的にも一段と整形化されてくるからである。

所で、この時期に出現した石造塔婆は層塔・宝塔・五輪塔など前代末期のものに、新しく出現した宝篋印塔・板碑・角柱塔などを加えると一四、五種類にも上っている。このうち宝篋印塔や板碑は五輪塔と共に石造塔婆の主流を成し、従ってこれらに対する研究も盛んであるが、角柱塔については石田茂作博士の研究以来未だ本格的にこれを取り上げた論稿に接していない。

学界がこれまで角柱塔の問題を等閑視してきた理由の第一は、何よりもこの塔形に属する遺品の発見例が極めて少ないことにある。因に、最近雄山閣より発刊された『新版仏教考古学講座』（第三巻、塔・塔婆編）の「各種石造塔の例表」中の角柱塔欄に表示された遺品は、鎌倉・室町時代にかけて一四例であり、このうち紀年銘を有するのは岡山県赤磐郡山陽町千光寺所在の暦応三年（一三四〇）銘を最古例として、僅か九例にすぎない。右書はこれまでの論著とは違つて角柱塔を五輪塔や笠塔婆などと同様独自の塔婆形態として取り扱った点を評価できるものの、ここに列挙された遺品は石田博士がかって『日本仏塔の研究』（昭和四四年刊）において示されたものに僅か四例を追加したに過ぎないのである。

次に理由の第二は、角柱塔が板碑と形態的に近似しているためこれの類似品或いは地方的特色をもった自然石塔婆の一種類と思考されてきたことにある。今日においても未だ板碑自身の概念規定が不明確であり、このことが角柱塔の学問的精査及び考究を不徹底にし、研究の遲滞を招いているものと推測する。

しかしこうしたわれわれの研究とは別に、この独自の塔形を有した石造塔婆が鎌倉時代には既に成立展開していることを実証する遺品が、奈良・京都から遠く離れた山口・大分の両地方に存在するのである。筆者は既に前記岡山県干光寺のものより四二年も古い永仁六年（一二九八）銘の遺品が、山口県萩市大井浦に存することを学界に報告し⁽³⁾、前述の石田博士の業績を補足したが、その後の発掘調査によって更に二二例もの同類遺物が存在することを確認することができた。本稿はこれらの事例から角柱塔の形態的特徴及び造立内容について考究し、同塔婆が他塔婆形式のものと同様に一三世紀には独自の塔形をもって成立し、その後も間断なく造立展開されていることを明らかにしよう

とするものである。

二八

注

- (1) この遺品は総高二〇五釐（但し途中で折れている）、横幅二七・五釐、厚さ二六釐の角柱状塔身に釈迦三尊種子と銘文を刻し、頭頂部は方錐形に削ってあるが、横二条の切り込みは正面と左右側面までで背面は加工の形跡がない。従ってこれを角柱塔とするのは間違いであり、先学の研究からこの遺例を除外すると角柱塔の有銘最古遺品は時代が更に降ることになる。

- (2) 拙稿「板石塔婆の成立と展開」（『徳山大学論叢』第七号）。

- (3) 拙稿「永仁六年萩大井浦の角柱塔」（『史迹と美術』五〇七号）。

二、角柱塔の形態的特徴

石田博士は近世墓石の源流をたずねられ、その先行遺品が鎌倉時代の角塔婆・方柱石にあることを例示されると共に、これらの汎称として角柱塔の名称を使用された⁽⁴⁾。そしてこの塔婆の形態については、「角柱を以て塔としたもので、頭部の形式によって方錐角柱

塔、横線方錐角柱塔、方錐下張角柱塔、甲盛角柱塔、平頂角柱塔、二段平頂角柱塔、宝珠角柱塔、蓮沓角柱塔、擬宝珠角柱塔等に細別される」と、その頭頂及び塔身の特色によって九種類に分類され、更にこれが単なる石碑や墓標の類でないことは塔身四面に梵字で四仏種子や五輪種子を刻していることから明瞭であり、前記南北朝時代造立の干光寺の遺例をもって「内容外観共にふさわしい仏塔の新種が誕生した」と述べておられる⁽⁵⁾。

また博士は、この塔婆が金剛界の町石として造立された例に徳島県小松島市鶴林寺の遺品があるとし、「その誕生が何時であったかは更に研究する必要があり」と断りながらも発生については板碑と同様碑伝説を主張された⁽⁶⁾。

角柱塔の造立目的及び意義については次節で検討することにして、先ず上述の石田博士が指適された形態・内容表現について私見を補足しながらまとめると次の様になる⁽⁷⁾。(一)塔身は角柱状にし頭頂部を方錐形にしつらえること。(二)方錐形の頂点は塔身の中心に位置

すること。(三)頭部には横二条の切り込みを四面に亘つてめぐらし、その下に額を設けたりもすること。(四)一石彫成たること。(五)塔身四面に金剛・胎藏両界の四仏種子又は五輪種子などの梵字による主尊表示があり、その下方に造立趣旨、紀年銘等を刻すこと。これらのうち頭頂部方錐形と四面の横二条の彫刻は、角柱塔が他塔婆ともっとも異なる形態的特徴であり、この石造塔婆の独自性を主張する根拠でもある。

然してこれらの特色を具備した角柱塔に、最も近似した遺品を既往の塔婆形式に求めるとしたらそれは板碑と碑伝であろう。周知の様に板碑は丁度角柱塔を平面化した形態をしており、殊に青石塔婆形式以外の地方色をもった自然石板碑には方柱状に近い塔身からなるものもあり、一見しただけでは両者は見違える程よく似ている。しかしこれは外見だけのことで板碑の頭部形態を精査すると角柱塔のそれとは全く異なることが理解される。

いま初発期板碑の中から塔身が比較的方柱状に近い延応二年（一二四〇）銘の埼玉県行田市宝蔵寺の阿闍

種子板碑を例示すると、これは地上高一四七糎、横幅は最下で四三糎上部で三一糎に對し厚さは最大が一五〇一六糎あり、青石塔婆形式のものとしては部厚い方である。尖頭部は塔身の正面及び側面から見た中央よりやや後方に位置し、ここを頂点として左右前後に凸形曲面を形成させながら切りおろすが、背後への切りおろしは正面より僅かであつて荒削りである。また横二条線の切り込みは正面からは側面にもあるように見えるが、実際はその半分までしか及んでいない⁽⁶⁾。つまり板碑には頭頂部を前方及び左右側面だけでなく後方にも平面的に削つて尖頭形にしたものも存するが、しかしそれはあくまでも正面の整形化に伴う副次的措置であることは、右の例からも知れる様に尖頭頂点が前後に一定せず、しかも横二条線の切り込みもせいぜい側面までで、裏面は全く考慮されていないことによつて明らかである。

板碑がこれまでの多くの発掘例から塔身正面に仏像や梵字種子を刻した一觀面性塔婆であることを顧みれば、右の裏面を考慮しない造作はこの塔婆の造立意義

から帰結する当然の結果であると云うべきである⁽⁶⁾。これに對し角柱塔は、正面を主要觀面とはしているものの二条線を四周にめぐらし、更に左右側面及び裏面にも梵字種子や銘文を刻すなど、立体的な多觀面性をもつた石造塔婆であり、板碑とは形態の上からも本質的な相違が認められる。

一方碑伝は、元來は木製であり胎藏・金剛の兩界によつて各形式は異なるが、石造の金剛界碑伝は頭部を劍形に造りその下に二条の刻線をめぐらしている。また塔身上部には額部を設け、下方の地伏部との間は削り取つてここには所願の仏像や梵字を顕現するから法界塔婆とも云われる。従つて角柱塔と板碑それに碑伝の三者は形態・内容の両面からも同一の源流から發生した塔婆形式であると推理されるが、現存の遺品で確認する限りでは、碑伝は角柱塔よりも板碑に近似性をもっている⁽⁷⁾。

大分県東国東郡安岐町久米護聖寺所在の正応四季(二一九)銘のもの⁽⁸⁾は、先学によつて金剛界碑伝の典型とされている遺品であるが、これは頭頂を高さ一

六糧の山形に尖らせその下に二条線を両側面まで刻り込み、更に正面縦一七糧、横四八糧、奥行三二糧の額を設けてこれまでを一石としている。肩部は高さ一四二糧、上幅四八糧、下幅六〇糧、厚さは上部が二五糧、下部が三二糧であるから正面の額部は七糧も突出している⁴⁴⁾。しかしこの額の突出は正面のみで両側面及び裏面には線刻の形跡もなく、横二条線の切り込みも裏面にまでは及んでいない。また山形の頭頂部にしても後方に向って稜線が直線になるように削ってはあってもこの裏面は全く考慮されず、従って山形の頂点は肩部

図一 正応四季護聖寺の碑伝(頭頂部)



の後方に位置している(図一)。つまりこの碑伝の形式は正面の額部を突出して立体性をもたせてはいるものの、前述の板碑と同様左右の両側面及び裏面を観面としない造り方であって、角柱塔の頂部方錐形・四面額部の彫現とは形態上異質であると云わねばならない。

角柱塔の頂部は磨滅や破損のため中には緩やかな丸味を滞びたものもあるが、頭上の頂点は塔身の中心に位置するように計画されており、完存遺品には方錐の稜線を曲げて先端を尖らせたものさえ存する⁴⁵⁾。これらを見ても角柱塔は板碑や碑伝と同様に頭部と塔身からなる一石彫成の石造塔婆としては最も簡略な形態であるが、多観面性をもった立体形である点では板碑や碑伝とも異質な、それは寧ろ五輪塔や笠塔婆などと同じ系統下に属する塔婆であることを窺わせる。従って前に紹介した石田博士の角柱塔の源流に碑伝をもってくる考え方は再吟味の必要がある。

注

- (4) 石田茂作者「日本仏塔の研究」一四九頁。尚、博士は佐伯啓造編「塔婆之研究」(昭和一八年刊)所収の論稿「我国に於ける塔形の種類と其の系統」においては「角

「塔婆」の名称を用いているが、昭和四四年刊の前記著書では名称を「角柱塔」に改めている。

- (5) 同 右 三六頁。一五〇頁。
- (6) 同 右 三九頁。尚、角柱塔の発生及び源流については本稿とは別に起稿の予定である。
- (7) 石田博士が分類された九種類のうち方錐下張角柱塔以下の七種類は江戸時代に入ってからのものであり、これらは角柱塔形の墓標であるから石造塔婆としての考察からは除外する。(後藤守一「墳墓の変遷」一九四頁)。
- (8) 京田良志「展開初期青石塔婆の頭部形態について」(『史迹と美術』四〇一号)による。
- (9) 大分県東国東郡国東町赤松には正仲三年(一三二六)銘の両面板碑があるが、これは例外と云うべきである。
- (10) 識者によって同一の対象を板碑と云い碑伝と云っている如く、形態からだけでは区別し難い程両者はよく似ている。
- (11) 身部には阿弥陀三尊種子と紀年銘が刻しているが、紀年銘は磨滅し現在では判読できない状態である。但し、かつて天沼俊一博士が「正応四季」と読んで以来定説となっている。
- (12) 筆者の調査による。
- (13) 例えば後述の大分県宇佐郡安心院町佐田神社の元弘三年(一三三三)銘など、完存遺品には尖頭化したものが多く存する。

三、角柱塔の遺例と形式分類

以上の様に角柱塔の形態的特徴を規定した上で、これに該当する初発期から一六世紀頃までの石造遺品を年代順に掲げると次の様になる⁴⁾。

- ① 永仁六年(一二九八) 山口県萩市大井浦墓地
- ② 元亨元年(一二二一) 熊本県山鹿市方保田専立寺
- ③ 元弘三年(一三三三) 大分県宇佐郡安心院町佐田神社
- ④ 鎌倉時代 奈良市法蓮東垣内不退寺道
- ⑤ 同 奈良県宇陀郡室生村室生寺
- ⑥ 暦応二年(一三三九) 大分県宇佐郡安心院町且尾菩提寺跡
- ⑦ 貞治二年(一三六三) 徳島県小松島市勝浦町生名鶴林寺
- ⑧ 貞治五年(一三六六) 大分県速見郡山香町下山

- | | | | |
|-----------------------|-------------|-----|-------------|
| ⑨ 応安元年（一三六八）
名鶴林寺 | 徳島県小松島市勝浦町生 | ⑳ 同 | 大分県速見郡山香町石野 |
| ⑩ 応安元年（一三六八） | 同 | ㉑ 同 | 大分県速見郡山香町定野 |
| ⑪ 永徳二年（一三八二）
寺田愛宕宮 | 大分県大野郡野津町都原 | ㉒ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑫ 永徳二年（一三八二） | 同 | ㉓ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑬ 永徳二年（一三八二）
寺田 | 大分県大野郡野津町都原 | ㉔ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑭ 永徳三年（一三八三） | 大分県速見郡山香町徳野 | ㉕ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑮ 康応二年（一三九〇） | 大分県速見郡山香町山浦 | ㉖ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑯ 明德第二年（一三九一）
名鶴林寺 | 徳島県小松島市勝浦町生 | ㉗ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑰ 南北朝時代
野西明寺 | 大分県速見郡山香町内河 | ㉘ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ⑱ 同 | 同 | ㉙ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉚ 同 | 同 | ㉚ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉛ 同 | 同 | ㉛ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉜ 同 | 同 | ㉜ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉝ 同 | 同 | ㉝ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉞ 同 | 同 | ㉞ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㉟ 同 | 同 | ㉟ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊱ 同 | 同 | ㊱ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊲ 同 | 同 | ㊲ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊳ 同 | 同 | ㊳ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊴ 同 | 同 | ㊴ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊵ 同 | 同 | ㊵ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊶ 同 | 同 | ㊶ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊷ 同 | 同 | ㊷ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊸ 同 | 同 | ㊸ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊹ 同 | 同 | ㊹ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊺ 同 | 同 | ㊺ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊻ 同 | 同 | ㊻ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊼ 同 | 同 | ㊼ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊽ 同 | 同 | ㊽ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊾ 同 | 同 | ㊾ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |
| ㊿ 同 | 同 | ㊿ 同 | 大分県西国東郡大田村杵 |

院

③⑧ 同 石川県珠洲市正院町館家

裏

③④ 同 岐阜県高山市本母町

③⑤ 同 同

③⑥ 同 大分県宇佐市木ノ内妙薬

寺跡

③⑦ 同 同

右の三七基中④⑤⑦⑧⑩⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕の二三基は前述『新版仏教考古学講座』で紹介されたものであるが、他の二四基は板碑、角塔婆、角柱碑などの名称で呼ばれ、一部は造立年代の古さから所在地の県・町指定文化財にはなっているものの学問的には未紹介の遺品である。以下順次これらの事例に検討を加えていくが、各遺品に共通した特色は角柱状の塔身に頂部方錐形をつくり、その尖頭部を塔身の中心にもつてくる形式である。但し遺品の中には頭部四周に切り込んだ横二条線や額の顕現を欠くものもあり、従ってこれらの有無、それに梵字種子の配し方等を考慮して次の四

種類に細分できる。

まず第一の形式は、角柱状の塔身と頭頂部の方錐形、更に頭部四周に横二条の切り込みと額の突出を有する角柱塔としては形態的に完備した遺品で、これに相当するのが③⑥⑭⑯の四基である。③の大分県佐田神社のものは、高さ一三四糎、横幅二四糎、厚さ二二糎の角柱状塔身に、縦二糎、横二七糎、奥行(厚さ)二五糎の額部を設けており、額は塔身上端より各一・五糎の突出がみられる。深く四周にめぐらされた二条線から頭頂までは一八糎もあって尖頭部が高く、頂点から切りおろされた平面は凹型の曲面をなしている。尖頭部の底辺に対する高さの比率は〇・六七である。また阿弥陀三尊をはじめ各種梵字種子を四面に配し、この塔婆の立体感をもりたてている(図二)。(⑥は頭頂部が欠けているがその下に横二条の切り込みと額が四面に亘って設けられ、塔身よりも一糎の額の突出がみられる。梵字種子は金剛界の四仏を各面に一字ずつ配している。⑭は③⑥に比べると額の突出は〇・五糎と少くないが、横二条の切り込みがある頭部の横幅に対

図一 元弘三年佐田神社の角柱塔③



し方錐形尖頭部の高さは大きく、従ってこの比率も一・〇〇と遺品中最も高い数値を示している。四面に刻された梵字種子は胎藏界の四仏である（図三）。尚この塔婆の根部には長さ一〇糎の丸型の柄があり、元来は台上に建立されたことを知らせている。⑭は紀年銘は無いが金剛界四仏種子を四面に刻し、額の突出も二・五糎と前記③⑥⑭と同様完備した遺品である。殊に頭頂部の形式は③と酷似し、これの底辺に対する高さの比率は〇・三八である（図四）。形態から南北朝時代の造立と判断した。

図三 永徳三年山香町徳野の角柱塔⑭



図四 国東町向畑の角柱塔（頭頂部）②



第二の形式は、前者の様に額の突出は無いが頭部四面に額の存在を示す線刻がしてあるもので、これには①の永仁六年銘の最古遺品と大分県大野郡所在の永徳二年銘⑩⑪⑫⑬の計四基が入る。①の山口県萩市大井浦のものは埋け込みの地上からの高さが一二〇糎で、塔身は横幅・厚さ共に上部が二四糎、下部が二九〜三二糎の方柱状をしている。頭部には縦九糎、横二四糎の額を線刻し、その上に横二条の切り込みを四周にめぐらしている(図五)。尖頭部は一部欠損もあるが、塔身中心を頂点として左右前後にそれぞれ凸型曲面を形成させながら切りおろしており、従って前記のものよりは鈍重な感じをうける。正面における尖頭部の底辺に対する高さの比率は〇・三二である。また四面には金剛界四仏種子を配し(アクは欠)、キリク・ウンの両側面には「南无阿弥陀仏」の名号も刻している。

⑩⑪⑫の三基も塔身の高さに違いはあるが、横幅・厚さ共に二五糎前後の角柱状塔身とその頭部に額を線刻し、更に横二条の切り込みを有している。尖頭部は①よりも剣状を示し、従ってこれの底辺に対する高さの

比率は⑩が〇・五二、⑪が〇・五八、⑫が〇・六八という数値となっている。尚 四面に刻された梵字種子は⑩が金剛界四仏、⑪が円相に頭教四仏を額面に、⑫は五輪種子を刻現するといった違いがある。

図五 永仁六年萩市大井浦の角柱塔①



次に第三の形式は、額の彫刻は無いが四周に横二条の切り込みを有し、梵字種子・名号等を四面或は一面に刻するもので、これには②⑤⑦⑨⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の二八基が属する。先ず②の熊本県専立寺のものは、自然石を粗く削って加工した地上高さが

二四〇種もある塔婆で、頭頂部を山形にしその下に深い二条線を鉢巻状に刻んでいる。⁴⁴梵字種子のキリークとカーンマーン、それに紀年銘は一面のみにあり、この形式に似るのが⑤⑦⑨⑩⑬⑭⑮⑲⑳㉑㉒等である。つまり、塔身上部に梵字種子の一尊か三尊、又は名号更には「大界外相」「六丁」などの文字を一面のみに配したもので、一見ただけでは板碑や碑伝などの一観面性塔婆と間違えられるものである。しかし頭頂形態と四周横二条線の存在は他塔婆形式と異なるこの塔婆独自の特徴であり、これらが立体性をもつ角柱塔の系統下にあることは大分県西明寺所在の⑰⑱⑲⑳の四基と、同県大野郡大辻山頂の㉔が証明している。西明寺のものは貞和四年（一三四八）造立の石造三重塔の四隅に建立された、高さ九〇糎、幅一五糎程の角柱塔であるが、この四面には梵字種子と願主名が彫っており、また大辻山頂のものも高さ一一六糎、横幅三五糎、厚さ二六糎の塔身四面に金剛界四仏種子を配しその下に偈文と紀年銘を刻している（図六）。つまりこれらの遺品は前記第一、第二の形式のものより額部の

彫現を欠くだけで、他は全く同一の特徴を具備している。従って第三の形式のものも仮え無額ではあってもこの塔婆が多観面性を有する石造塔婆形態として造立されたと判断し、前掲の遺品と同様角柱塔の範疇に含めてよいと考える⁴⁵。

図六 文禄五年三重町大辻山頂の角柱塔⑳

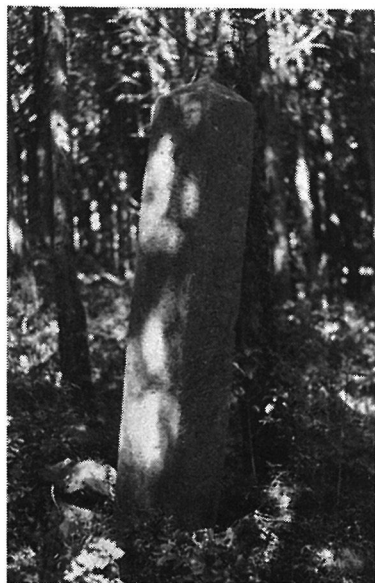


最後に第四の形式は、四周の額ばかりでなく横二条の切り込みをも有しない、角柱状の塔身とその頂部を方錐形に削っただけの遺品である。これに属するのが④⑧の鎌倉～室町時代の二基と㉕㉖㉗㉘㉙の室町時

代末期造立の六基である。先ず④は塔身が角柱状で、頭部をむくりのある方錐形にしただけであり⁹³⁾、⑤も尖頭が方錐形になっていただけの塔婆としては味のない形式であるが(図七)、前者には塔身四面に梵字で五輪種子と金剛界四仏種子を刻しており、後者には「逆修」の文字と紀年銘が刻っている。従って塔形からすると近世墓石に似てはいるが、造立年次及び内容表現からこれらが単なる石碑や墓標の類でないことは明らかで、前記の角柱塔の形式が簡略化されたものと推測する。②③の慶長三年銘を有する大分県大辻山頂のものは横幅・厚さ共に三〇㎝程の塔身四面に金剛界四仏種子を円相内にはっきりと刻しており、角柱塔の伝統が近世初期に至るまで保持されていることを知らせている。然しその反面、②③の石川県珠洲市の二基及び④⑤の岐阜県本母町の二基は塔身に宝篋印塔や五輪塔を浮彫したりはしているものの、尖頭部も低く、塔婆全体が簡略・小型化している⁹⁴⁾。これは鎌倉時代に石造塔婆として成立し造立展開をみた角柱塔が、室町時代末期には次第にその塔形を退化させ、近世の墓石

へと変化していく様相を物語っている。

図七 貞治五年山香町下山の角柱塔⑥



以上、角柱塔の三七の遺例についてその形態上の特徴及び梵字種子の刻現を吟味し、大概四つの形式に分類したが⁹⁵⁾、ここから帰納されるこの塔婆の形式上の特質は、既に前節でも触れた様に、角柱状の塔身に頭頂部を方錐形にしつらえその下に横二条の切り込みを四周にめぐらすことにある。額の存在も勿論この塔婆の立体性を形成する要件ではあるが、この突出をもつ遺品が僅か四基しか存しないことは、この部分が塔婆

造立の隆盛化の中で最も早く簡略化されたことを示している。またこの四基がいずれも九州大分県にあることからこの地方特有の現象であるとも考えられるが、①の現存最古遺品である山口県萩市大井浦のものにも線刻ではあるが額が四面に設営されており、角柱塔が発生した初発期においてはこれが存在したと解すべきであろう⁸⁾。

次に、角柱塔の推移変遷を告げるものに尖頭部の高低と横二条線の彫成がある。角柱塔は前述の如く方錐形の頂点を塔身中央にもってきて、ここから前後左右に各々平面を形成させながら切りおろす塔形であり、この部分が塔婆造立の意図を最も具現している要所である。尖頭部の底辺に対する高さの比率は各遺品によって差があり、⑭の永徳三年銘の一・〇〇を最高値として他はこれ以下であるが、鎌倉～南北朝時代のもものは〇・五以上と尖頭部が高く、従って各稜線は鋭角化してするどい塔頭を形成し立体感に富んでいる。これに対し室町時代の遺品は尖頭から切りおろす稜線がはつきりしているものでもこの比率が〇・五以下と低く

一面から観察すると平面的な感じを与える遺品さえ存する。

横二条の切り込み方もまた右の尖頭部の造作と軌を一にしている。①②③等の初発期の遺品は有額のものでも四周にめぐらされた二条線の切り込みが深く、尖頭部の鋭角化と共にこの塔婆の立体感を一層強くしているが、時代が降るにしたがって彫り方も浅くなり、二条線の間隔も狭くなってくる。しかし板碑などの様にこれを単に線刻したものは列挙中の遺品には存しない。これは角柱塔が板碑などとは違って方柱状の石材を用いるため横二条の切り込みを深くしても破損しないという技術上の操作に起因するであろうが、額の線刻化が既に鎌倉時代においても認められることと併せ思考すると、頭部に横二条の切り込みをすることは頭頂部の方錐形と共にこの塔婆の生命であり、従って角柱塔の造立が一般化し塔形が形式化するに至った後代になってもこれを簡略化しなかった証左であると云えよう。ただ横二条線を省略した遺品が南北朝時代以前に二例程あり、これらは右の推測とは矛盾する事実で

あるから判然とした結論は得られない。

細部の問題はともあれ、角柱塔の成立及び展開の過程を形式面から概観すると、先ず頭部方錐形と四周に横二条の切り込みと額をもった第一及び第二の形式が鎌倉時代に成立し、これが各地方に普及し造立が盛んになる南北朝～室町時代に至って額を省略した第三の形式が一般化し、更に室町時代も末期になると簡略退化の様相はますます進展し、頸部に二条線すら欠いた第四の形式が出現するに至ったとする解釈が得られると思う。

注

(14) 注記するもの以外は筆者の実地調査による。未調査のものに関しては次の著書を参考にした。望月友善『大分の石造美術』、多田隈豊秋『九州の石塔』、石田茂作『日本仏塔の研究』、同『新版仏教考古学講座』第三巻 永山卯三郎『続岡山県金石史』など。

(15) 多田隈豊秋、前掲書三七七頁。

(16) (17) ⑧の大分県宇佐市所在の二基は、頭部に横二条の切り込みが四周にめぐらされているものの、梵字種子の彫跡は確認できない。但し先学の調査によると四面に梵字キヤの墨書があったと云われる。(望月友善、前掲書一

四〇

四〇頁)

(17) 石田茂作、前掲書二七三頁。川勝政太郎『日本石造美術辞典』二二五頁。

(18) 桜井基一「能登の板碑」(『月刊考古学ジャーナル』一三二号)。

(19) (20) ④の三基は実物の写真を見ただけで、調査は未了であるため形式分類から除外した。

(20) ④の奈良市不退寺道の遺品には横二条線も額も無く、しかも紀年銘さえも刻されていない。先学の推定から鎌倉時代の遺品として掲げたが、最近では大和地方に「十三仏」が行われるのは室町時代に入ってからであり、従ってこの塔婆もその頃の造立であるとする説がでている。(川勝政太郎、前掲書二二五頁)

四、造立の目的と意義

前節において角柱塔が他の塔形を有った石造塔婆と同様に鎌倉時代以降にこれと併行して造立展開していることを確認したが、それではこの塔婆は如何なる目的のもとに造立されたであろうか。個々の事例に表現された内容を検討し、角柱塔の造立目的とその意義について触れてみたい。

石田博士は④の奈良市不退寺道や前記岡山県千光寺の遺品に梵字種子が存することから、角柱塔は単なる石碑類のものではなく仏塔たることを詳述せられ、その成立時期を鎌倉時代末期とされたが⁶⁾、前掲の遺品では角柱塔はその成立の当初から仏塔の中でも供養塔としての意義をもって造立されていることが窺知できる。

①の山口県萩市大井浦のものは薬研彫りの金剛界四仏種子タラクの梵字下に、

永仁六年 戊辰 三月十日

三善康朝 沙弥尼 敬白

とあり、更にキリクとウンの各面には「南无阿弥陀仏」の六字名号が刻されている（図五）。筆者は前にこの塔婆は当時長門国紫福郷の地頭であった三善康朝が父宗康の追善祈願のため造立した供養塔であろうと推定したが⁷⁾、このことを少くし詳述すると、刻銘にある三善康朝は本塔婆を起塔し塔身の本尊を供養することによって亡父に功德を得させると共に、本人もまた造塔の功德にあずかろうとしたのである。この場

合故人の菩提を弔うことは確かに起塔の契機ではあるが塔婆造立の全ての目的ではない。このことは右の角柱塔に被葬者である亡父の法名も死没年月日も刻していないことから明らかである。供養塔の一般的な性格はこれを造立したことの功德にあり、従って供養の対象は塔婆に刻された本尊つまりこれの簡略体である梵字種子にあるとしなければならない。

①の永仁六年銘の角柱塔はかかる造立の意義をもつ供養塔婆であり、②の熊本県専立寺のものも梵字種子キリクとカーンマーンの下に「元亨元年九月日」の紀年銘を刻すだけであるが、同趣旨の造立と考えてよい。また③の大分県佐田神社のものは塔身正面と左側面に

キリク サ サク 元弘三年 癸酉 八月 廿三日

願主示阿

アン マン 導師源秀 秦太子

とあり、他の右側面にはバイーク・ウン・アソカーの三字と裏面にはカーンマーンの一文字が刻されている（図二）。

更に⑥の大分県菩提寺跡のものには、四面に金剛界の四仏種子（ただしアクがバクに、ウンがバイに代っている）と偏文があり、その下に二面に亘って紀年銘と造立趣旨が刻されている（図八）。

バ イ 無有堅固

タ ラ 観一切法

右志者為和口
曆応三天
一結之

キ リ 皆無所有

重源 敬

バ ク 猶如虚空

右に引用した四つの例証からも知れる様に、角柱塔

図八 曆応三天且尾菩提寺跡の角柱塔⑥



の初發期の遺品は塔身に配された梵字種子が金剛界四仏を中心に胎藏界四仏・五輪種子・阿弥陀三尊等と異なっているもの、いずれも礼拝対象となる主尊種子を梵字で塔身の主要位置に刻し、その下に偏文や願主・造立者等を表記している。従って角柱塔は五輪塔や笠塔婆・板碑などと共に供養塔婆の一種類として造立されたことが諒解されるが、しかし一方では⑤⑦⑨などの様に何等の主尊表示もない、右の造立趣旨とは違った目的で起塔したと考えられる遺品も存する。

⑤の奈良県室生寺のものは角柱状塔身の頭部を低い方錐形に削り、四周に二条の横線をめぐらしてはいるものの、梵字種子も紀年銘もなく、ただ塔身の一面に「大界外相」の四字を深い箱彫りで大書している。大界は受戒などの臨時の結界を小界というのに対し、広く堂塔・伽藍の境域を意味するから、大界外相は寺院の境内と境外を区別するために建てられる結界石の文字である。古い寺院では仏道修行のためまた僧院生活を規制するために寺域内外にこれを建立しており、室生寺の遺品は角柱塔形の結界石なのである。

この⑤と同じ系譜下にあるのが、石田博士によって紹介された徳島県鶴林寺所在の⑦⑨⑩⑬⑭の五基である⁴⁹。これらは整形化された方柱石の頂部を方錐形に削り、その下に横二条の切り込みを四周にめぐらしている点では⑤と同じであるが、方錐部分の高さは各々異なっており、⑦⑬の尖頭形に対し他の⑨⑩⑭は緩やかな斜面を形成している。そして塔身上部には梵字種子の代りに「六丁」「一丁」「十丁」「五丁」「四丁」の文字と、その下方に紀年銘を刻っている（図九）。

しかしこれらの丁数が凡て後補であることは、例えば五丁石の別面に「十町」と、十丁石には同じく「九町」と浅い古字が刻っており、他にも新刻の丁数の間に古字「町」の彫跡が残っている。これらから後代に町石を据え直した際丁数を彫り改めたことは歴然としているが、しかし建立の当初から町石として角柱塔を使用したことは注目しなければならない⁵⁰。

町石は周知の様に寺院の参詣道が長い場合、目的地までの距離を示すために建てられるから造立の目的からすると塔婆としての意味はもっていない。しかしこ

図九 明徳二年鶴林寺の角柱塔¹⁶



れが単なる標識でないことは、寺域内に建立されるというばかりではなく、町石に笠塔婆や五輪卒都婆、更には板碑などを使用し、これを造立した願主は仏・菩薩を供養するという作善を行ない、町石を礼拝する人が功德にあずかるようにするからである。従って鶴林寺の町石はこれまでの角柱塔とは造立の意義を異にするが、本体は塔婆であり、京都市醍醐寺の町石笠塔婆や奈良高野山の長足五輪卒都婆などの既存の塔形を町石として使用する風潮に慣って造立されたものと考えやすい。

右の推測を裏付けるのが大分県寺田に現存する永徳二年銘の⑪⑫⑬の三遺品である。これらはいずれも塔身四面の上方に梵字種子を刻し、その下方に刻銘があり、いま⑭を掲げると次の様である（図一〇）。

ウン 我法熊蓮

タラーク 十町

キリーク 老病死

パク 永徳二壬三月

戌廿一日

「十町」は後刻であり、⑫の「十一町」、⑬の「十二町」も同様である。これは南北朝時代に供養塔として一度造立したものを後代に町石として利用するため町敷を補ったことを示している。

如上の町石の他に石造層塔を建立した四隅に境界石として角柱塔を利用した例も存する。大分県西明寺の⑰⑱⑲⑳の四基がそれである。西明寺には貞和四年（一三四八）建立の塔高二五四種からなる石造三重塔があり、この石塔のある四角形の周囲は一段高い境界段が設けられ、四隅に高さ九〇種、幅一五塔の角柱塔

図一〇 永徳二年野津町寺田の角柱塔⑪



が建てられている。各塔身には四面に梵字種子と一面に願主名を記すのみであるが、三重塔と同時期に造立されたものと推測される。江戸時代になると奈良高野山奥院にある結城秀康石廟の様に、これを囲う四十九院の塔婆に角柱塔を用いた例も存するが、南北朝時代にこのような遺例をみることは珍しいと云うべきである。

以上遺例にしたがって、角柱塔が鎌倉時代に供養塔の一塔形として成立しながらも南北朝時代には一部町石・境界石として利用され、これの造立意義が次第に

多様化していることをみたが、これは角柱塔が角柱状の塔身と方錐形の頭部からなる立体形塔婆としては最も簡略な形態をしていることや、この塔形が町石・境界石として相応の利便をもっていることに起因していると考えられる。然して室町時代後期に至るとこの造立上の変遷は更に進展し、墓塔としても用いられるようになる。

大分県大辻山頂には石幢や板碑など室町時代後期の石造遺品が一九基も存するが、この中に角柱塔が⑳㉑㉒の三基ある。方錐形の頂部下に横二条の切り込みを有するのは㉑だけであるが、この塔身の正面には梵字タラクの下に次の刻銘がある（図六）。

南方無垢世界

方衆森蘿之自性
梵房寄跡仏無縁

為鶴峯妙松大姉 寿位

生妙法蓮口基

耶愉陀羅變成女
心地回春火裡蓮

文禄五年 申酉 八月十八日修善正文叔座正周立之

勿論これは墓標そのものではない。在地の僧文叔座元正周がこの塔婆の本尊を供養することによって故人

（被葬者）に功德を得させるために建てた供養塔には違いないが、塔身の正面に故人の法名を刻むことはその追善供養を目的としており、供養塔と墳墓との接近を意味している。つまり鎌倉時代の供養塔では角柱塔造立の功德は起塔者自身にあり、造塔の功德からすると第二義的な意味しかもたなかった被葬者が、この角柱塔では塔身正面に刻現され、造立の目的を明確にしているのである。角柱塔が供養塔から墓塔へと次第に造立の意義を変化させ、やがて主尊種子や造立者を欠いて被葬者の法名のみを刻した方柱形墓標を出現せしめるに至ることは、前節の形態上の変遷からも窺知されるが、角柱塔の場合は同じ立体性をもつ塔形つまり五輪塔などに比べるとこの変化は遅いようである²⁴。

注

⑴ 石田茂作、前掲書一四九～一五〇頁。

⑵ 前掲注⑶の拙稿。

⑶ 石田茂作、前掲書二七二頁。

⑷ 茨城県土浦市六塚の般若寺には、不整長方形の板状自然石の表面に「大界外相」、裏面に「建長五年癸丑七月二十九日」と刻んだ結界石の古例が存する。蓋し角柱塔形

のものは奈良県室生寺の遺品が初見であろう。

㉟ 石田茂作、前掲書一五〇頁。尚、鶴林寺には角柱塔形のものが一基存するが、このうち四基は無銘、二基は刻銘磨滅であるため本稿では五基を紹介した。

㊱ 石田博士は、奈良高野山の長足五輪卒都婆を例示され、胎藏界が五輪形を町石に使用したのに対抗し造立されたのが鶴林寺の金剛界町石であると、この造立の意義に触れられている。(石田茂作、前掲書一五〇頁)

㊲ 望月友善、前掲書一二五頁。

㊳ 墓上に塔婆を造立することは早くから行われているが、墓塔が出現するのは一三世紀に入ってからであり、それには五輪塔が多く用いられている。(藤原良志「汲年時銘塔婆の発生(下)」(『史迹と美術』三五〇号)。
古遺品としては寛喜四年(一二三三)銘の宮崎市生目一丁田の五輪塔がある。

五、おわりに

以上、角柱塔の形式及び内容について述べたことをまとめると、この石造塔婆の特徴は次の様になる。

(一)角柱状の塔身に頭頂部は方錐形にしつらえること。

(二)尖頭部頂点は塔身の中心に位置すること。

(三)頭部四面には原則として横二条の切り込みとその下方に額を設けること。

(四)一石彫成であること。

(五)塔身四面または一面の上部に金剛界四仏などの梵字種子を刻現すること。

(六)梵字種子の下方には一般の塔婆と同様に、偏文・造立趣旨・願主・造立者・紀年銘などを刻むこと。

(七)供養塔婆であるが、町石・境界石・墓塔としても造立されること。

(八)建立安置される場所は寺域内外を問わないこと。

(九)境内・路傍・山上・墓域など)。

(一〇)台上にのせて建立したものもあるが、多くは直接地中に埋け込んでいること。

勿論発掘された個々の遺品が右の条件を凡て具備しているとは云うのではない。額や横二条線を欠くもの、或いは何等の主尊表示をも有しない遺品が存することも既に述べた。しかし前者には梵字種子がまた後者には頭部に横二条の切り込みがあり、しかも角柱状塔身

と頭頂部方錐形を共有している場合は、これらを角柱塔と認めねばならない。

抑、石造塔婆の形式分類は、その塔婆が有する固有の形態的特色を根拠として成立している。角柱塔の場合で云えば、塔身と頭頂形態の特殊性が他塔婆とこれを区別する要因なのである。梵字種子等の内容表現の彫刻は、造立の意義を知る上に不可欠ではあるが、形式分類の観点からすると各対象の形態上の欠落を補足する副次的手段でしかない。

本稿で掲げた遺品が先学のこれまでの研究では、角柱塔・角塔婆・方柱石・方柱碑・板碑などと名称においても識者により区々であることは、石造塔婆を分類する際の概念規定に混乱があったように思われる。学問が恒に先学の業績を批判し進展することを考えると、本稿で掲げた三七基の遺例以外に角柱塔の遺品が発掘され、今後更に小稿が補足発展せられることを期待したい。大方の御示教を乞う次第である。

(昭和五六年七月稿)

〔付〕角柱塔の資料

最後に、本文で紹介した角柱塔三七基の遺例について、現地調査を行った際の各記録を資料として付し、今後の研究に供したい。各遺品の記述は次の要領で行った。

- (1) 番号は本文の角柱塔の遺例に付したものと同じである。
- (2) 梵字種子は片仮名で記し、銘文中不明の文字は□で示した。
- (3) 大きさは最初に総高(地上高)を、次に横幅、厚さの順で記す。下部は()で示した。△印は額の寸法で、縦、横の順で記し、奥行(厚さ)は()で示した。○印は頭頂部底辺より尖頭までの高さで、()内の数字はその底辺に対する比率である。単位は糎。
- (4) 形式分類は筆者が行ったもので、詳しくは本文参照のこと。

1981年11月 播磨定男：角柱塔の成立と展開

⑤	④	③	②	①	番号
大界外相	<p>キヤ・カ・ラ・バ・ア キヤ・カ・ラ・バ・ア ケン・カン・ラン・パン・アーン キヤク・カク・ラク・バク・アク</p> <p>ウ タラーク キリーク アク</p> <p>梵字十三仏 梵字光明真言 梵字三帰依真言 大日真言 梵字随求小咒</p>	<p>カインマーン バイーク・ウン・アソカー キリーク・サ・サク アン・マン</p> <p>元弘三年辛酉八月廿三日 願主 示阿 導師源秀 秦太子</p>	<p>キリーク・カインマーン</p> <p>元亨元年九月 日</p>	<p>ウン タラーク キリーク (アク)</p> <p>南无阿弥陀仏 永仁六年戊三月十日 三善康朝 沙弥尼 敬白 南无阿弥陀仏</p>	<p>銘</p> <p>文</p>
不明 ○不明	一九一―不明―不明	<p>一六五―二四(三)―二二(二七) △二二―二七(二五) ○一八(〇・六七)</p>	二四〇・五一不明―不明 ○不明	<p>二二〇―二四(三)―二四(二九) △九―二四(二四) ○七(一部欠)(〇・三三)</p>	大 き さ
Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	形式 分類
額無 梵字種子無	額無 横二条線無 紀年銘無 花崗岩	額無 安山岩 県指定	額無 凝灰岩	額無 額線刻 安山岩	備 考

番号	銘	文	大	き	さ	形式	備考
⑥	バイ タラーク キリーク バク	無有堅固 観一切法 皆無所有 猶如虚空	右志者為和口 曆応二天 一結之 重源白敬	一五四―一九(二四)―一七(二六) △不明―二二(一九) ○不明(欠損)	I	頂部欠損 額突出 安山岩 町指定	
⑦	十丁 九町	貞治二年□月廿□日	二二二―一八・二―一八・五 ○不明	III	額無 梵字種子無 花崗岩 県指定		
⑧		右覺位覺阿為逆修 貞治五年 ^{丙午} 十一月 ^{中旬} □以上九十人	二二〇―三五―三四 ○二二(〇・三四)	IV	額無 横二条線無 梵字種子無 安山岩 町指定		
⑨	六丁	応安元年六月廿四日	一〇一―一七―一七・六 ○不明	III	額無 花崗岩 県指定		
⑩	一丁	応安元年十一月廿一日	一六―一八―一六・五 ○不明	III	額無 花崗岩 県指定		
⑪	ウン タラーク キリーク バク	我法熊雄 十町 老病死 永徳二 ^{壬戌} 廿三日	一三三―二五(二七)―二五(二八) △一三一―二五(二五) ○二三(〇・五二)	II	額線刻 安山岩		

番号	銘	文	大	き	さ	分類	形式	備考
⑫	バイ ユ キリーク カ	十二 町 十二 永徳二年	九六一二六(二八)―二四(二六) △二〇―二六(二四) 〇一五(〇・五八)	II	額線刻 梵字種子は円相 して額部に配す 安山岩	II	額線刻 安山岩	
⑬	バ バー バン バク	十一 町 十一 永徳二年 戌 十月 妙道	一五八一二五(二七)―二四(二七) △二四―二五(二四) 〇二七(〇・六八)	II	額線刻 安山岩	II	額線刻 安山岩	
⑭	ア アー アン アク	〇九郎二郎 永徳三年 亥 八月廿七日 字吾久利 玄妙 公永氏	一〇七―二三(二四)―二三(二四) △二一―二四 〇二四(一・〇〇)	I	額突出 根部に丸納があ る 安山岩	I	額突出 根部に丸納があ る 安山岩	
⑮		康応二年	不明 〇不明	III	額無	III	額無	
⑯	五丁 十町	明徳第二 〇六月一日 願主 浄祐	八〇―一七―一七 〇不明	III	額無 花崗岩 県指定	III	額無 花崗岩 県指定	

番号	銘	文	大	き	さ	形式	分類	備考
22	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	額無 横二条線無
23	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	額無
24	南無阿弥陀仏	目忠永廿三年十月六日兵乱至爾 廿四年於在々所々敵御方為箭 刀水火番命當人亡魂皆悉往生淨土 故難比塔於前僧俗可有十念者也 応永廿五才十月六日	一四七―二八・五一―二一・四 ○不明	不明	不明	不明	不明	途中亀裂 額無 梵字種子無 凝灰岩
25	四丁	永正三年六月十三日 願主 □ □	五―五―一七―一七 ○不明	不明	不明	不明	不明	額無 花崗岩 県指定
26	南無阿弥陀仏	東方持国天王 南方無垢世界 方衆森羅之自性 梵房奇跡仏無縁 為鶴峯妙松大姉 寿位 生妙法蓮口基 耶輸陀羅變成女 心地回春大裡蓮	一―六―三―五(三六)―二六(二九) ○八・五(〇・二四)	不明	不明	不明	不明	額無 梵字種子を円相 に刻す 安山岩
27	ウソ タラーク	キリーク アキ	西方広目天王 北方多□天王	文祿五年 丙申 八月十八日修善正天文殿座正周立之	不明	不明	不明	不明

②⑨	②⑧	③①	③⑦	②⑨	番号
五輪塔線刻	宝篋印塔浮彫	不明	ウン タラーク キリーク アク 慶長三年	ウン タラーク 積讚地(以下欠損) 方便同度現其右積讚堂□覺有情 □動□灵皆仏性佉音□唱□鶯考 □□□月白□□ 普 肯慶長三 ^戌 回春前任文叔座元 正周立	銘文
不明	不明	○不明 不明	七四一 ^二 六 ^一 二 ^五	一八三 ^一 二九 ^一 二八	大きさ
IV	IV	III	IV	IV	形式分類
同	額無 横二条線無	額無 梵字種子無	額無 横二条線無 梵字種子を円相に刻す 安山岩	額無 横二条線無 梵字種子を円相に刻す 安山岩	備考

五三

